国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成22年４月１日～平成23年３月31日）

（単位：千円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	27,388,854		
一般管理費	576,546		
財務費用	198,132		
雑損	2,133		
臨時損失	68,290	28,233,957	
⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△ 2,864,569		
入学金収益	△ 413,405		
検定料収益	△ 104,575		
附属病院収益	△ 15,342,010		
受託研究等収益	△ 406,016		
受託事業等収益	△ 127,679		
寄附金収益	△ 507,462		
財務収益	△ 18,086		
資産見返運営費交付金等戻入（授業料）	△ 48,850		
資産見返寄附金戻入	△ 97,272		
雑益	△ 236,550		
臨時利益	△ 5,074	△ 20,171,553	
業務費用合計			8,062,404
Ⅱ　損益外減価償却相当額			806,125
Ⅲ　損益外減損損失相当額			60,180
Ⅳ　損益外利息費用相当額			240
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			△ 12,982
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			△ 15,415
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			278,588
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	5,449		
政府出資等の機会費用	408,721		414,171
Ⅸ　国立大学法人等業務実施コスト			9,593,313

注　記　事　項

（重要な会計方針）

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

下記を除き、期間進行基準を採用している。

退職一時金に充当される運営費交付金	・・・・・費用進行基準
プロジェクト研究等の一部に充当される運営費交付金	・・・・・業務達成基準
文部科学省が指定する特別運営費交付金、特殊要因運営費交付金	・・・・・文部科学省が指定する業務達成基準又は費用進行基準

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

有形固定資産の減価償却の方法については、定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法に基づく耐用年数を採用、受託研究等収入により購入した償却資産については、当該受託研究等期間を耐用年数としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建物	２年～50年
構築物	２年～58年
工具器具備品	２年～17年
車両運搬具	２年～６年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）の減価償却相当額については損益外減価償却累計額として、減損損失相当額については損益外減損損失累計額として、資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

無形固定資産の減価償却の方法については、定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．引当金の計上基準

⑴　附属病院の診療債権に係る徴収不能引当金

附属病院における診療債権の徴収不能による損失に備えるため、一般債権については徴収不能実績率により、徴収不能懸念債権等の特定の債権については個別に徴収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上している。

⑵　賞与引当金

賞与引当金は、翌期以降の運営費交付金により財源措置されない教職員への賞与の支払いに備えるため、当該教職員に対する賞与支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上している。翌期以降の運営費交付金により財源措置される教職員については、賞与引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

⑶　退職給付引当金

運営費交付金以外の財源で措置される退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を計上している。運営費交付金で財源措置される教職員については、退職給付引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第86第４項に基づき算出された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。